

平成二十一年二月六日受領  
答弁第六一號

内閣衆質一七一第六一號

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島への支援物資がロシア側に止められている件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島への支援物資がロシア側に止められている件に関する質問に対する答弁書

一について

外務省において保管されている文書からは、お尋ねのような事例は確認されていない。

二から十までについて

お尋ねの人道支援物資供与事業については、平成二十一年一月二十七日に人道支援物資を載せたチャーター船が、国後島へ向け根室港を出航したが、ロシア側から「出入国カード」の記入及び提出を求められたため、外務省として、今次訪問における人道支援物資供与の中止を決定し、訪問団は人道支援物資とともに根室港に引き返した。

昨年末、外務省としてはロシア側に対し、本年度の人道支援物資供与事業の実施に関して通報し、ロシア側から本件事業のための北方四島訪問について異存ない旨の回答を平成二十一年一月二十三日に得ていた。しかし、同日、ロシア側から外務省に対し、今次人道支援物資供与事業のための北方四島訪問に際しては、「出入国カード」の提出が必要である旨のロシア連邦政府としての立場が初めて表明された。

北方四島は我が国固有の領土であり、北方四島への訪問に際し、「出入国カード」を記入、提出することは、北方領土問題に関する我が国の法的立場にかんがみ、受け入れることはできない。今回の訪問で北方四島住民に対して人道支援物資を供与できなかったことは遺憾であり、その旨を我が方からロシア側に対し表明した。右事態を受け、日露両政府は、四島交流の枠組みを設定した千九百九十一年十月十四日付の日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の外務大臣間の往復書簡の規定に従い、この問題を解決すべく協議を行うことで一致しており、今次訪問における人道支援物資供与が中止になったこと自体が、直ちに日露関係全体に直接の影響を及ぼすとは考えていない。